

29 循第 407 号
平成 29 年 11 月 22 日

一般社団法人えひめ産業廃棄物協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長



産業廃棄物関係許認可に係る標準処理期間の変更について（通知）

日頃より、本県環境行政の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このたび、許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱（平成 6 年 10 月 1 日制定）の一部が本年 10 月 31 日に改正され、下記のとおり産業廃棄物関係許認可の標準処理期間が変更されましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 変更理由

許認可審査時における欠格要件照会などの事務処理の実態と他の自治体の標準処理期間の設定状況を踏まえて、標準処理期間を見直しする。

2 変更内容

許認可の種類	標準処理期間		（変更前）	
	行政庁	経由機関	行政庁	経由機関
産業廃棄物収集運搬業の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
産業廃棄物処分業の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
産業廃棄物処理業の変更の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
特別管理産業廃棄物の処分業の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
特別管理産業廃棄物の処理業の変更の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可	30 日	18 日	15 日	4 日
産業廃棄物処理施設設置法人の合併及び分割の認可	30 日	18 日	15 日	4 日

3 施行日

平成 29 年 10 月 31 日



（担当）
循環型社会推進課
産業廃棄物係 黒川、影浦
089-912-2358